

飯館村蕨平地区における可燃性廃棄物減容化事業について

東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴い、飯館村及び近隣市町において放射性物質に汚染された廃棄物が大量に発生し、その早急な処理が課題となっている。

本事業は、飯館村蕨平地区において仮設焼却炉及び仮設資材化実証施設（以下、「本施設」という。）を建設し、飯館村及び近隣市町で滞っている放射性物質に汚染された可燃性廃棄物を減容化するとともに、焼却灰と汚染土壌の資材化を実証することにより、飯館村の復興のみならず、福島の復興に貢献することを目的とするものである。

このため、環境省と飯館村は連携して、別添資料のとおり本事業を進めることとし、本事業の円滑な推進のために、以下の事項について、確認する書面を取り交わすものである。

1. 本施設は、飯館村の復興のみならず、福島の復興のために必要不可欠な施設であること。
2. 本施設の建設、運転にあたって、環境省は飯館村と連絡を密にし、情報公開を徹底するとともに、特に排ガス処理など、安全対策については万全の対策を講ずること。また、環境省は、周辺市町村に対して必要な説明・報告等を行うこと。
3. 仮設焼却炉の運転期間は3年とすること。ただし、除染等の進捗に応じて、村内の可燃性廃棄物の発生量が当初の計画（14万トン）を上回ることが判明した場合には、運転期間の延長について、改めて協議すること。延長期間は最長で2年までとすること。
仮設資材化実証施設の運転期間（実証試験期間）は3年以内とすること。仮設資材化実証施設について、運転期間の延長は行わないこと。
環境省は、本施設の運転期間終了後、1年内に施設を解体撤去すること。その後、用地は所有者との契約にしたがって完全に修復し、可能な限り速やかに所有者に返還すること。
4. 本施設から発生するセシウムを含む副産物（焼却灰）は、中間貯蔵施設または既存の民間管理型処分場への搬出が終了するまでの間、環境省が本施設の敷地内において、10万Bq/kg超のものは十分な厚さを持つコンクリートボックスを使用するなどガイドラインに従って適切な遮蔽措置を講じ、安全に一時保管を行うこと。

5. 本施設の建設、運転中に廃棄物等を搬入する車両等が増加することについて、環境省は、運行時間帯を調整するなど周辺住民の方々の生活に十分配慮した運搬計画とすること。また、待避所の設置など、必要な道路の局部改良工事についても対応すること。
6. 仮設焼却炉で焼却する廃棄物のうち、村外物の割合は最大で約3割（上限量として7万㌧）とすること。環境省は、事業者と締結する契約書においてその旨を明示するとともに、毎月、焼却実績を飯舘村に報告すること。
7. 地域振興策に関する要望について、環境省は、要望内容を踏まえ、関係機関に対して働きかけを行うなど、実現に向けてできる限り努力すること。
8. 地元住民の代表、飯舘村、福島県、環境省が参加する協議会を設け、情報交換及び意見交換を行い、事業の適正な運営を図ること。
9. 本施設の建設、運転を実施するにあたり、飯舘村から疑義等が示された場合、環境省は、必要な情報の提供や連絡調整、協議を行うなど、誠意をもって対応すること。その他問題が生じた場合には、環境省と飯舘村が協議の上、改善に努めること。

以上を確認した証として、本書面を2通作成し、双方記名押印の上、各自1通を保管する。

平成25年10月9日

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長 梶原 成元



福島県相馬郡飯舘村長

菅野 典雄

